

## 定款の一部改正について

変更内容とその理由

変更（案）	現行	理由
<p>(任期等)</p> <p>第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p><b>2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。</b></p> <p><b>3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。</b></p> <p><b>4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</b></p>	<p>(任期等)</p> <p>第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>(新設)</p> <p>2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。</p> <p>3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</p>	<p>円滑な法人運営を行うため</p> <p>文言の修正</p>
<p>(招集)</p> <p>第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>3 総会を招集するときには、会員に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、<b>ファクシミリ又は電磁的方法</b>により、少なくとも7日前までに通知しなければならない。</p>	<p>(招集)</p> <p>第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 総会を招集するときには、会員に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は<b>電磁的方法</b>により、少なくとも7日前までに通知しなければならない。</p>	<p>総会運営を円滑に行うため</p>
<p>(表決権等)</p> <p>第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。</p> <p>2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、<b>ファクシミリ若しくは電磁的方法</b>をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>3～4 (現行のとおり)</p>	<p>(表決権等)</p> <p>第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。</p> <p>2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは<b>電磁的方法</b>をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>総会運営を円滑に行うため</p>

<p>(議事録)</p> <p>第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) 正会員総数及び出席者数 (<u>書面、ファクシミリ若しくは電磁的方法</u>による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)</p> <p>(3) (現行のとおり)</p> <p>(4) 議事の経過の<u>概要及び議決の結果</u></p> <p>(5) (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p>	<p>(議事録)</p> <p>第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 正会員総数及び出席者数 (<u>書面若しくは電磁的方法</u>による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 議事の経過及び要領ならびに発言者の発言要旨</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>総会運営を円滑に行うため</p> <p>議決の結果を明確にするため</p>
<p>(招集)</p> <p>第35条 理事会は、会長が招集する。</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>3 理事会を招集する時は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した<u>書面、ファクシミリ又は電磁的方法</u>により、少なくとも7日前までに通知しなければならない。</p>	<p>(招集)</p> <p>第35条 理事会は、会長が招集する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 理事会を招集する時は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した<u>書面又は電磁的方法</u>により、少なくとも7日前までに通知しなければならない。</p>	<p>理事会運営を円滑に行うため</p>
<p>(表決権等)</p> <p>第39条 各理事の表決権は、平等なるものとする。</p> <p>2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について<u>書面、ファクシミリ若しくは電磁的方法</u>をもって表決し、<u>または出席する理事を代理人として表決を委任</u>することができる。</p> <p>3～4 (現行のとおり)</p>	<p>(表決権等)</p> <p>第39条 各理事の表決権は、平等なるものとする。</p> <p>2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について<u>書面若しくは電磁的方法</u>をもって表決することができる。</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>理事会運営を円滑に行うため</p>
<p>(議事録)</p> <p>第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名 (<u>書面、ファクシミリ若しくは電磁的方法</u>による表決者<del>に</del>あっては、その旨を付</p>	<p>(議事録)</p> <p>第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名 (<u>書面若しくは電磁的方法</u>による表決者<del>に</del>あっては、その旨を付記すること。)</p>	<p>理事会運営を円滑に行うため</p>

<p>記すること。)</p> <p>(3) ~ (5) (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p>	<p>(3) ~ (5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	
<p>(定款の変更)</p> <p>第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を<b>経</b>、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。</p> <p>2 (現行のとおり)</p>	<p>(定款の変更)</p> <p>第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を得、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>文言の修正</p>
<p>(合併)</p> <p>第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を<b>経</b>、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。</p>	<p>(合併)</p> <p>第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。</p>	<p>文言の修正</p>
<p>(公告の方法)</p> <p>第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。<b><u>ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。</u></b></p>	<p>(公告の方法)</p> <p>第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。</p>	<p>平成29年度の法改正等による(法第28条の2)</p>
<p>附則</p> <p>1~14 (現行のとおり)</p> <p>15. 平成 年 月 日一部改正。</p>	<p>附則</p> <p>1~14 (略)</p>	